

平成三十年政令第百三十六号

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令

内閣は、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（平成三十年法律第百一号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱い）

第一条 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第三項	（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については当該選挙に関する事務をそれぞれ同法第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める日（以下この条において「告示日」という。）の前日	地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（平成三十年法律第百一号）第一条の規定により行われる選挙については、
公職選挙法（昭和二十五年政令第八十六條の四第七項）	選挙時登録の基準日に	告示日の前日に
公職選挙法（昭和二十五年政令第八十九號）第十七條第一号	第三十三條第五項（第三十四條の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四條第六項又は第百十九條第三項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（平成三十年法律第百一号）第一条第一項に規定する選挙の期日
公職選挙法（昭和二十五年政令第八十九號）第十七條第一号	第三十三條第五項（法第三十四條の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四條第六項又は第百十九條第三項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（平成三十年法律第百一号）第一条第一項に規定する選挙の期日

（署名収集の禁止期間の取扱い）

第二条 法第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙に係る地方自治法（昭和二十二年政令第十六号）第九十二条第四項（第一号に係る部分に限り、同令第九十九条、第百条、第百十條、第百六條、第百二十一條、第百二十二條の二、第百二十三條の二、第百二十四條の二、第百二十五條の二、第百二十六條の三及び第百二十七條の二並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年政令第二百一十一号）第三条第一項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成十七年政令第五十五号）第二条第四項（同令第十四條（同令第二十九條において準用する場合を含む。）及び第二十八條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（平成三十年法律第百一号）第一条第一項に規定する選挙の期日」とする。

第三条 前条の規定は、次に掲げる法第一条第一項に規定する市区町村（以下この項及び次条において「市区町村」という。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

- 一 平成三十一年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙
- 二 平成三十一年三月三十一日から同月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日が同年六月一日以前の日である日又は同年二月十九日以前の日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日が同年六月一日以前の日である日）
- 三 平成三十一年三月三十一日から同月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日が同年六月一日以前の日である日）

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、法第一条第二項に規定する都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年二月十九日」とあるのは、「同年二月五日」と読み替えるものとする。

（法第一条第二項後段の規定による告示をした場合の取扱い）

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第一条第二項後段の規定による告示をした場合には、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

附則

この政令は、公布の日から施行する。